

鈴鹿医療科学大学 覚せい剤・向精神薬管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）覚せい剤に関する管理規程第3条及び向精神薬に関する管理規程第3条第2項に基づき、覚せい剤・向精神薬管理委員会（以下「委員会」という。）の業務・構成・運営等を定め、本学における覚せい剤及び向精神薬を用いる研究が安全かつ適切に行われ、委員会が円滑に運営されることを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 覚せい剤の安全管理についての理論的技術的問題に関すること
- (2) 覚せい剤の適正使用等に関すること
- (3) 覚せい剤の紛失、事故等に対する対応
- (4) 覚せい剤について、その他委員会が必要と認めたこと
- (5) 向精神薬の安全管理についての理論的技術的問題に関すること
- (6) 向精神薬の使用・保管・分与等に関すること
- (7) 向精神薬使用者の指導教育等に関すること
- (8) 向精神薬の紛失、事故等に対する対応
- (9) 向精神薬について、その他委員会が必要と認めたこと

(構成・任期)

第3条 委員会は、部局長が指名する覚せい剤及び向精神薬管理責任者（以下「管理責任者」という。）の中から選出される。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 千代崎、白子の両キャンパスに覚せい剤小委員会、向精神薬小委員会を設置できる。
- 5 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 議長に事故等があるときは、委員から議長を選出する。

- 3 委員会は、原則として年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は随時開催することができる。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、大学協議会の議決を経て行うものとする。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、大学事務局庶務課が担当する。

附 則

この規程は、平成24年3月16日から施行する。